

## 【中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業】

### 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーターによる Q&A 集

#### 1. ミナスジェライス州税「商品流通税 (ICMS)」の輸入時の恩典とそのルール

対応コーディネーター：佐藤ジルセウ弁護士 2021年6月7日回答

【質問】 ミナスジェライス州の一部の都市で資材輸入時の州税「商品流通税 (ICMS)」の恩典があると聞いている。関連した法令は存在しているか、あるいは個別に交渉する必要があるものか。

【回答】 ミナスジェライス州政府の政令 (Decreto Estadual) で規定されているものがある。資材に関する「商品流通税 (以下、ICMS)」の恩典は政令 47.670 号(2019年)で規定されており、輸入時の恩典は同政令の表の 37 項 a)で規定されている。恩典を希望する企業様は、同政令の規定を踏まえ、州政府税制庁に申請して活用するルールとなっている。ICMS 税は州税 (州政府が設定・規定・徴収する税金) ですので市は直接関係が無い。各企業は「州政府の税制庁」に申請することになる。

#### 2. 州税「商品流通税 (ICMS)」の前倒し納税「ICMS-ST」とその相談窓口

対応コーディネーター：佐藤ジルセウ弁護士 2021年6月23日回答

【質問】 州税「商品流通税 (以下、ICMS)」の前倒し納税にあたる ICMS-ST とは何か、また相談窓口はあるか。

【回答】 ICMS税の場合、製造業・輸入業、卸業、小売業、消費者に関する商流があり、消費者に近づくほど課税対象者が増え、税務局の管理が難しくなる課題がある。そのため、政府は最も管理しやすい製造業者・輸入業者に、その後の課税対象者が納めるべき ICMS税を前倒しで納税する義務を課した。納税者が ICMS-ST を計算・納税する際には、本情報は参考用として使い、各企業様が公認会計士及び顧問弁護士と相談し、州税務局の電子税金相談窓口で計算方法を問い合わせ頂く等、慎重を期して納税することが重要です。また、サンパウロ州税務局には電子税金相談窓口 (CONSULTA TRIBUTÁRIA ELETRÔNICA)があり、納税者は税金関連の疑問の質問をして回答を得ることができます。

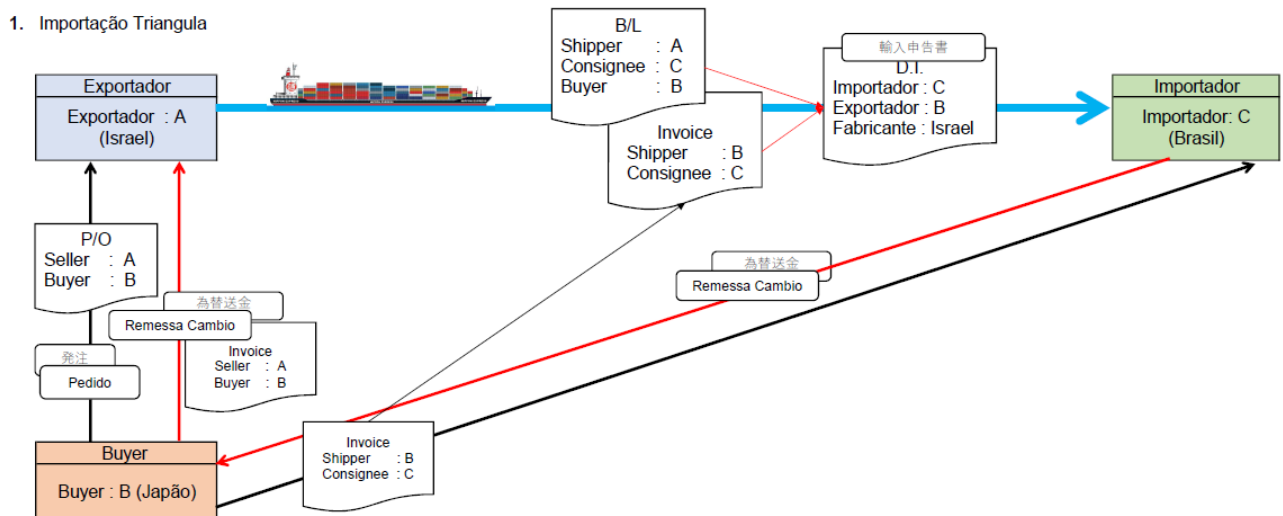
3. 日本から INVOICE を発行し、ブラジル・イスラエル間の自由貿易協定で免税措置を受ける三角貿易の場合、免税扱いにならない恐れがあるか？

対応コーディネーター：森田 透様 2021年6月7日回答

【質問】ブラジル・イスラエル間の自由貿易協定で免税措置を受けている場合、日本から INVOICE を発行し、三角貿易を実施する際に免税扱いにならない恐れがあるか。

【回答】原産地証明の運用規定では、今回のケースの禁止事項などはない。原産国がイスラエルであり、直接輸送されている事が証明される必要がある。原産地証明書に加えてこれらを証明する書類については、同協定の原産地規則の章における[第13条2\(a\)](#)に、「国際基準を満たし、商品が輸出国から通過国を経由して輸入国に直接輸送されたことを証明する輸送文書」がある。これを証明するものとして HAWB または BL がある。ただし、個別ケースによって異なる可能性もあるため、物流企業等へ要確認。

三角貿易(日本-ブラジル-イスラエル)のイメージ



4. コンテスト形式のイベントを SNS 上で実施する場合、国税庁への申請・事前許可が必要

対応コーディネーター：佐藤ジルセウ弁護士 2021年6月21日回答

【質問】コンテスト形式のイベントを SNS 上で実施する場合、国税庁の事前許可を要することになるとの理解で問題ないか。また、国税庁への申請に当たり費用はどの程度になるか。また、申請から許可までどの程度の期間が必要になるか。

【回答】事前許可の必要性はその通り。申請費用に関しては法律 5,768/71 号 5 条によれば、コンテスト許可の料金は商品総額の 10%である。申請から許可までの期間は現時点では不明。

ただし、国税庁の事前許可が不要となる条件もあるので要注意。

- a) 文化、芸術、スポーツ又は娯楽的目的を持つこと。
- b) イベントに賭博的要素がないこと。
- c) 応募者から支払いを要求しないこと。
- d) 応募者や入賞者に対して賞品、サービス又は権利の購買を要求しないこと。

5. イベントアンケート回答者への景品プレゼントをする際、大蔵省・国税庁からの事前許可が必要となる場合がある

対応コーディネーター：佐藤ジルセウ弁護士 2021年9月23日回答

【質問】 イベントなどのアンケートを実施した際に取得する参加者アンケートに基づき、回答者に抽選で、各種景品をプレゼントしたい場合、法律との関係や国税庁への許可の必要性について確認したい。

【回答】 「抽選、ギフト券の配布又はコンテストによる、宣伝を目的とした景品の無料配布」を規定する法律5,768/71号の1条を要参照。

1条 - 抽選、ギフト券の配布、賞品譲渡やコンテスト又は類似の方法で行われる宣伝用の賞品配布の実施には大蔵省の事前許可が必要である。

抽選でのプレゼント配布が企業の宣伝（商業目的を持つ）に繋がる場合、国税庁の事前許可が必要となる。国税庁の許可を要さないためには、イベントが「純粋な文化的目的」を持っていることが必要。

国税庁の許可なしで実施できる条件は下記の通りです。

- a) 政府の許可を必要としないケース（法律5,768/71号の3条II項）に該当する。
- b) 営業目的のある宣伝用として認定されるケース（大蔵省省令422/2013号2条）に該当しない。

それぞれの法律は下記の通りです。

- a) 法律5,768/71号3条II項  
（政府の許可を必要としないケース）

法律5,768号

3条 - 以下の場合、前記1条2条の規定の対象外となり、許可を必要としない。

II - 文化、芸術、スポーツ又は娯楽目的を持つコンテストによる賞品譲渡で、賭博的要素がなく、応募者からの支払いを要求せず又応募者、入賞者に対して賞品、サービス又は権利の購買を義務付けない。

b) 財務省省令422/2013号2条

(営業目的のある宣伝用として認定されるケース)

財務省省令 422/2013 号

2条 - 商業宣伝的意思があり、以下の要素の一つでも見受けられる場合、そのコンテストは純粋な文化、芸術、スポーツ又は娯楽的目的を持っているとは言えない。

I - 広報する資料に主催企業又は第3者あるいはそれらの商品・サービスの宣伝がある場合。主催者としての表示だけなら問題ない。

VIII - 広報資料の受信を義務付けた、意識調査の回答を要求したり、詳細な情報がある信用調書の記入を義務付ける場合。

IX - 主催者の商品又はサービスを賞品とする場合。

X - ソーシャルネットワークでコンテストを実施する場合。ネット上では広報のみが認められる。

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート

(2022年3月)

○作成、執筆：

ジェトロ・サンパウロ事務所、中小企業海外展開現地支援（サンパウロ）プラットフォーム・コーディネーター

【報告書の利用についての注意・免責事項】本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンパウロ事務所とジェトロのプラットフォーム・コーディネーターが2021年に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。